

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 / 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県遠野市宮守町上宮守14-93-11

氏 名 株式会社 かばら

代表取締役 浅沼 公臣

電話番号 0198-67-2320

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)かばら 工事作業所 (県内に複数)
事業場の所在地	岩手県遠野市他 (県内に複数)
計画期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業 (0611)
②事業の規模	11 億円
③従業員数	36 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	アスコンがら・コンクリートがら・木くず処理フロー 受注した公共工事に含まれる既設構造物撤去工の施工 ↓ 舗装の撤去・擁壁の撤去・抜根材の処理等の実施 ↓ 中間処理業者への委託により処分

(日本工業規格 A 列 4番)





自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 4年度）実績】

①現状

産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら	木くず
全処理委託量	1,302 t	327 t	47 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	32 t
再生利用業者への処理委託量	1,302 t	327 t	47 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t

(これまでに実施した取組)  
受注した公共工事に含まれる既設構造物撤去工のアスコンがら・コンクリートがらの処理をすべて再生利用業者に処理委託。木くずは立木撤去工や資材置場等の木製パレット等を処理委託。

【目標】

②計画

産業廃棄物の種類	アスコンがら	コンクリートがら	木くず
全処理委託量	200 t	400 t	100 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	20 t
再生利用業者への処理委託量	200 t	400 t	100 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t

(今後実施する予定の取組)  
今年度も補修工事等の発注に伴う既設構造物撤去工のアスコンがら・コンクリートがら・木くずの処理を、すべて再生利用業者に処理委託の予定。

令和5年度  
産業廃棄物処理計画書

株式会社 かばら

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：株式会社 かばら
- (2) 所在地：岩手県遠野市宮守町上宮守 14 地割 93 番地 11
- (3) 資本金：3,150 万円
- (4) 従業員数：36 名
- (5) 元請完成工事高：11 億円
- (6) 廃棄物担当部署：総務部
- (7) 廃棄物管理担当者： XXXXXXXXXX

## 2. 営業所の概要

- (1) 営業所名：盛岡営業所
- (2) 所在地：岩手県盛岡市手代森 14 地割 16 番 405
- (3) 従業員数：5 名
- (4) 廃棄物担当部署：総務部
- (5) 廃棄物管理担当者： XXXXXXXXXX

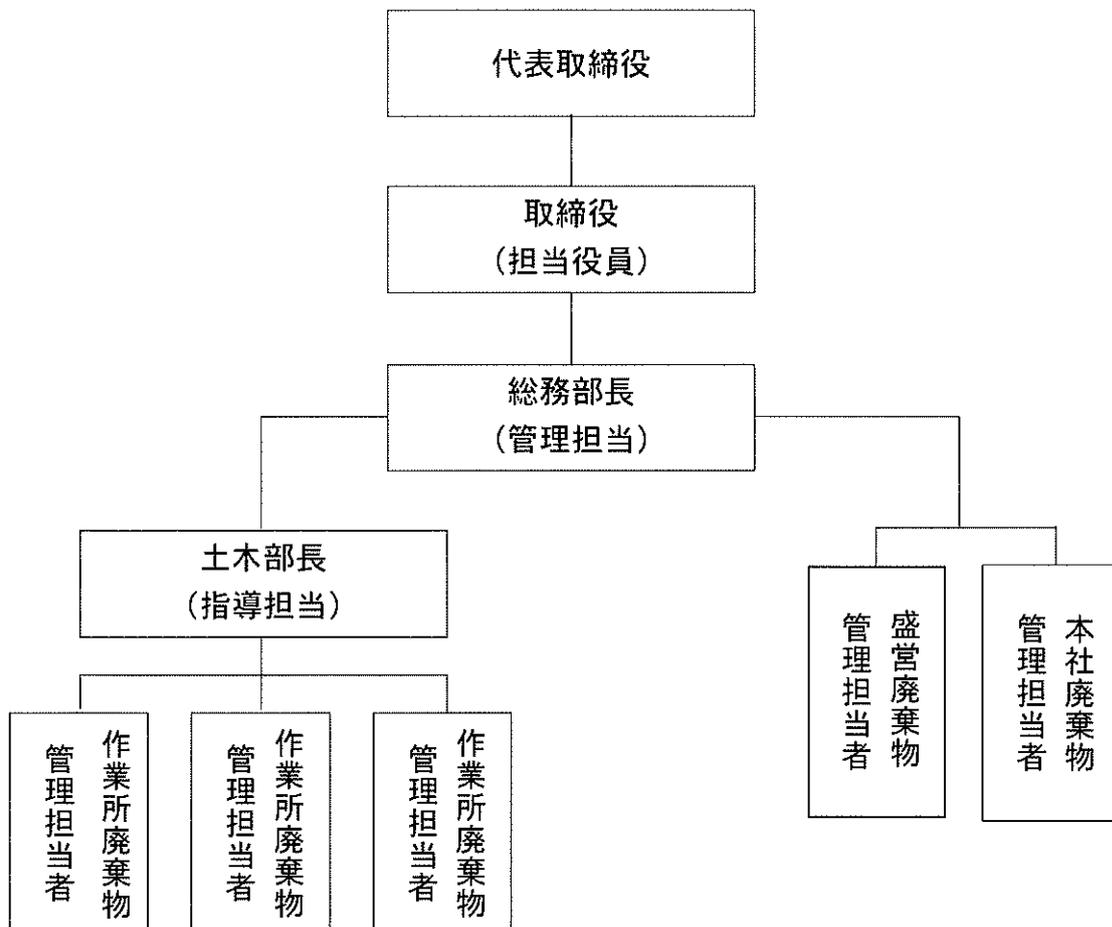
## 3. 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

※ 年度毎の社会状況等により、計画を策定し実施するため、単年度としている。

#### 4. 管理体制

##### (1) 組織体制



##### (2) 情報管理

土木部長からの要請により、総務部長は建設廃棄物処理委託契約を実施している。主に工事作業所がマニフェスト伝票を交付し、廃棄物の種類・量を把握している。工事終了後、作業所廃棄物管理担当者（現場代理人）はマニフェスト伝票を本社又は盛営廃棄物管理担当者に引継ぎしている。

本社及び盛営廃棄物管理担当者は、年度の廃棄物の種類・量を集計し総務部長に報告している。

##### (3) 啓発活動

現状では特に実施していないが、排出・分別方法等が毎年のように変わるため、その都度土木部長は、作業所廃棄物管理担当者等に変更された排出・分別方法等を通知し指導している。

## 5. 排出の抑制に関する事項

### (1) 発生量の把握

受注した工事に含まれる既設構造物撤去工（舗装の撤去・擁壁の撤去・抜根材の処理等）の契約数量にて量を把握している。撤去工を実施し、その数量にて契約数量を変更し確定している。

### (2) 発生抑制策

上記(1)により実施していない。

## 6. 分別に関する事項

### (1) 基本の方針等

多量に排出される可能性がある廃棄物は、アスコンがら・コンクリートがら・木くずであるため、下記を徹底する。

- ・地域や一般車両等に支障が出ないように周知徹底する。
- ・過積載防止対策を徹底する。

### (2) 分別方法等

- ・アスコンがらとコンクリートがらを確実に分別し排出する。
- ・コンクリートがらは、無筋と有筋に分別し排出する。
- ・ダンプトラックから落下しないように注意し積込む。
- ・アスコンがら・コンクリートがらは、50cm以下に小割りし排出する。
- ・抜根材等の土砂を落としてから排出する。

## 7. 自ら行う中間処理に関する事項

### (1) 再生利用等実施計画

現在、当社で再生利用はできないため、実施していない。又、今後再生利用する予定はない。

### (2) 再生材の利用に関する事項

現在、可能な限り購入し利用している。又、今後も再生材を利用する。

8. 自ら行う中間処理に関する事項

自社処理は行っておらず、今後も予定はない。

(1) 下請業者の管理に関すること

当社の基本的方針や分別方法等を新規入場者教育や TBM・KYK において周知徹底している。

9. 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

自社処分は行っておらず、今後も予定はない。

10. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 優良認定業者への処理委託

現在、委託契約している処理業者の内、優良認定業者は少数である。今後は更に優良認定業者との委託契約を検討する。

(2) 再生利用業者への処理委託

アスコンがら・コンクリートがら・木くずを再生利用業者への処理委託している。今後も処理委託する。

(3) 認定熱回収業者への処理委託

がれき類は再生砕石に、木くずはチップ化にして堆肥にしている再生利用業者への処理委託をしているため、認定熱回収業者への処理委託は行っていない。今後も予定はない。

(4) 認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託

現在、処理委託を行っていない。今後も予定はない。

(5) その他

主に工事作業所がマニフェスト伝票を交付し、廃棄物の種類・量を把握している。工期は殆ど1年以内なので、工事終了後の維持管理は本社又は盛宮廃棄物管理担当者が行っている。(5年間)

電子マニフェストを導入していない処分業者がまだ多いので、当社も導入していない。今後の情勢により検討する。